

# 鉄屑等の売却 仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

管理部 経理課

## 1. 概要

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所（以下「当所」という。）における工事等により発生した撤去品及び不用品のうち、鉄屑等の売却処分について定めたものである。

## 2. 保管・作業場所（位置については別図参照）

- 当所構内
- (a) 撤去品置き場
  - (b) 保管用地

## 3. 作業期間及び時間、納期

### (1) 作業期間

契約締結日～令和8年2月27日（土、日、祝日、その他QST指定日は除く）

### (2) 作業時間

原則として9:00～17:30（計量作業は9:05～15:45）までとする。

### (3) 納期

令和8年2月27日（金）

## 4. 品名及び重量

【 品名 】	【重量 (kg) 】
・鉄屑	約 22,500 kg
・ステンレス屑	約 4,500 kg
・アルミ屑	約 500 kg
・電線ケーブル屑	約 100 kg

（注1）重量は見込であるため、売却時に第8項に定める計量方法により確定する。

（注2）解体が必要なものは、受注者の負担で解体するものとする。

## 5. 貸与・支給品

現場作業における休憩場所は物品倉庫軒下とし、トイレは構内指定場所を使用するものとする。（火気厳禁、構内禁煙）

所内に仮設事務所の設置を希望する場合は、設置場所を調整の上無償で所内土地を貸与する。その他作業に水が必要な場合は物品倉庫脇の水道を使用することができる。

## 6. 外部への搬出方法

外部への搬出は指定の「物品持出票」を用いて行うものとする。

## 7. 提出書類

本作業を実施するに当たり以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	提出時期	部数	確認 要否
1	作業体制表	契約締結後速やかに	1部	要
2	工程表	契約締結後速やかに	1部	要
3	緊急時連絡網	契約締結後速やかに	1部	要
4	作業従事者名簿 ※外国籍の者が含まれる場合、その旨明記	現地作業の10日前までに提出	1部	要
5	古物商許可証の写し	契約締結後速やかに	1部	不要
6	茨城県の金属くず商もしくは金属くず行商の写し	契約締結後速やかに	1部	不要
7	リスクアセスメント実施記録	作業開始5日前までに提出	1部	要
8	計量証明となる書類 ※受注者の計測器による計量を行った場合	計量後速やかに	1部	不要
9	外国人来訪者 (QST 指定様式)	入構2週間前まで ※外国籍の者、又は、 日本国籍で非居住の者の入構がある場合に提出のこと。	1部	要
10	その他当所が必要とする書類	随時	1部	

※ 表中で「確認要否」が「要」となっているものについては、当所職員の確認の結果修正が必要となる可能性があるため、修正を求められた場合は対応すること。

## 8. 計量方法

当所のトラックスケールを使用し、QST 職員が計量してその重量を確定する。

### ■トラックスケール仕様

[最大積載量] 40 t

[積載寸法] 幅 3m×長さ 12m (両端ガード:幅 0.3m×高さ 0.5m×長さ 12m)

ただし、当所のトラックスケールによる計量が困難な場合は、受注者の計測によることも可とする。この場合、受注者の計測器による計量証明となる書類を以て重量を確定する。

## 9. 検査条件

最終計量終了後、QST 職員が搬出対象品の全ての搬出を確認したことをもって検査合格とする。

## 10. 特記事項

- (1) 本作業を受注するに当たっては古物商許可等を有していること。
- (2) 本契約の遂行に必要な車両・器具等は受注者が用意すること。
- (3) 作業に伴い地方自治体等への許可等の申請手続きが必要な場合は受注者側で行うこと。

QST の記名押印が必要な書類がある場合は、関係書類一式を添えて QST に提出すること。

- (4) 撤去品周囲に繁茂する草木について、撤去品の搬出に支障ある場合は、受注者負担によりこれを除去すること。なお除去した草木は QST 担当者の指定する場所に収拾すること。
- (5) 火気使用する場合は、当初担当者と事前に決定した作業エリア（撤去品置場（フェンス内））を想定）、3 方向を囲い込み、防災シート等で飛び火を防ぎ消火器具を常備すること。（金属火災対応）
- (6) 危険作業（高所作業・火器作業・危険を伴う工具を使用する作業）を行う場合は、QST 担当者に作業内容を説明（場合によっては説明資料の作成含む）するとともに、安全確保のため作業方法の変更を依頼された場合は真摯に対応すること。
- (7) 作業開始前には担当者とミーティングを行い、作業内容について確認を行うものとする。
- (8) 本作業において地面へのアンカー止めは行わないこと。
- (9) 作業を行うにあたり、QST 担当者から作業場所付近の駐車場利用者、道路・建屋管理者への作業内容説明及び作業日調整の依頼がなされた場合は、真摯に対応すること。
- (10) 受注者は本契約を履行するに当たり、その安全を受注者の責任において確保すること。
- (11) 受注者は安全作業維持のため、法令及び QST の安全に関する諸規程を遵守すること。
- (12) 受注者は異常事態等が発生した場合、速やかに QST 職員に連絡し、QST 職員の指示に従い行動すること。
- (13) 作業を実施する上で本仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、別途協議を行い決定することとする。

